

2 国際第 9 4 2 号

関税割当公表第 6 4 号

令和 3 年度上期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、とうもろこし（コーンスターチの製造に使用するもの。）（以下「とうもろこし（コーンスターチ用）」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、令和 3 年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

令和 3 年 3 月 11 日

農 林 水 産 省

記

第 1 用途別の割当数量及び通関期限

1 用 途

- (1) 糖 化 用
- (2) 一 般 用
- (3) 新規用途用

2 合計割当数量 別途公表

3 通関期限 令和 3 年 9 月 30 日

第 2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省政策統括官付地域作物課（以下「受付担当課」という。）

第 3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第 4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間（行政機関の休日を除く）

- 1 提出期間 令和 3 年 4 月 1 日（木）から同年 4 月 9 日（金）まで

- 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで
- 3 郵送等による提出

関税割当申請書及び関税割当申請書に添付する書類は、郵送等により提出することができる。この場合、郵便書留等の追跡可能な方法により送付するものとし、期間内に農林水産省へ必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省政策統括官付地域作物課 関税割当担当者宛

第5 関税割当申請者の資格

コーンスターチ製造業者であって、次の各号に掲げる要件の全てを備える者

- 1 関税割当申請書を提出する日において、コーンスターチの製造設備を有する者
- 2 コーンスターチの製造数量が確実に把握できると認められる者
- 3 コーンスターチの販売計画等からみて、コーンスターチを糖化用、一般用及び新規用途用に使用又は販売することが確実に認められる者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類等

- 1 糖化用、一般用及び新規用途用の用途別に次に掲げる書類を添付すること。

なお、受付担当課への提出に当たっては、上から①(1)の別添様式1、②関税割当申請書、③(2)から(6)までに掲げる添付書類、④2の誓約書の順に揃えて提出するものとする。

ただし、令和2年度下期に関税割当申請書を提出した者であって、申請時点において(5)の書類の内容に変更がない者は(5)の書類、令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間をいう。以下同じ。)において受付担当課に関税割当申請書を提出した者であって、申請時点において(6)の書類の内容に変更のない者は(6)の書類の添付を必要としない。また、令和3年度において受付担当課に2件以上関税割当申請書を提出する場合であって、(5)及び(6)の書類の内容に変更がない者は、2件目以降は(5)及び

(6)の書類の添付を必要としない。

(1) 関税割当申請書類表（別添様式1）

(2) 令和2年度における上期、下期別のとうもろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量及び使用実績数量を記載した書類（別添様式2及び3）

(3) 令和2年度における上期、下期別の原料入手状況を記載した書類（別添様式4）

(4) 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの期間におけるとうもろこしの使用計画数量並びに製品の販売計画数量及び使用計画数量を記載した書類（別添様式5及び6）

(5) 工場に関する書類又は資料

ア 工場名及びその所在地を記載した書類

イ 工場配置図（縮尺：千分の一）

ウ 製造機械配置図（縮尺：百分の一）

エ 工場工程見取図

オ コーンスターチ製造機械設備一覧表（別添様式7）

(6) 法人の登記事項証明書の写し（個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

2 第1の用途に従って割当てを受けたとうもろこしを当該割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しない旨の誓約書

第7 割当基準

糖化用、一般用及び新規用途用の用途別に、とうもろこしの使用（又は製品販売）実績数量、使用（又は製造販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第8 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から本公表第1の3に定める通関期限まで

及びそれに続く次の半年間は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき
- 2 申請者が本公表第5、第9及び第10に違反したとき
- 3 申請者が関税割当てのために、省令又は本公表に基づき提出した書類について、虚偽の申告又は報告をしたとき

第9 報告等

- 1 とうもろこし（コーンスターチ用）の割当てを受けた者は、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）の定めるところにより、とうもろこしの輸入計画書、とうもろこしの輸入計画変更（実績）報告書、とうもろこしの使用実績、製品の用途先別販売実績及び自家使用実績等を政策統括官に報告するものとする。
- 2 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第10 その他

- 1 関税割当申請書（省令別記様式第一）の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。
また、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書（省令別記様式第三）及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書（省令別記様式第四）の提出部数は2通（省令第3条及び第4条）とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長及びその他事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続きについては、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号。以下、「記載要領」という。）による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする（省令第3条第2項）。

4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第5条）。返納は原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量の残数量の全部を返還する場合は、関税割当数量の返還について（別添様式8）を、一部数量の再発給を希望する場合は、再交付申請理由書（記載要領様式第一）を提出する。

その際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は関税割当証明書システム管理終了結果情報を添付するものとする。

5 とうもろこし（コーンスターチ用）に係る関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表で定める数量の残量、本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び令和3年6月17日までに返還された割当数量がある場合の割当てについては別途公表（第2次公表）する。

6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。

2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)